

愛知大学キャリア支援センターと全国健康保険協会愛知支部との
キャリア形成支援等の連携に関する協定書

愛知大学キャリア支援センター（以下「甲」という。）と全国健康保険協会愛知支部（以下「乙」という。）は、乙の業務内容を活用して甲の学生の人材の育成、キャリア形成を支援する活動を実施することに合意したので、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲と乙が乙の業務内容の多様な分野で連携・協力し、相互の人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するために、甲と乙は次に掲げる事項において連携・協力をする。

- （1） 包括的な人材交流ならびに人材育成及びキャリア形成支援教育活動
- （2） 社会保障制度及びヘルスリテラシーの理解向上にかかる教育・啓発活動
- （3） 地域社会・文化の発展や活性化への貢献ならびに地方創生に資する活動
- （4） 相互の事業活動における協働
- （5） その他双方が合意する事項

（秘密保持）

第3条 甲は、乙との連携において知り得た乙の情報について、善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 甲は、連携・協力中はもとより、本契約終了後も乙から得た情報を第三者へ開示、提供、漏洩してはならない。

（保証）

第4条 甲及び乙は、共同制作物を作成するために相手方に提供する資料及び制作物の制作にあたり、第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう留意するとともに、共同制作物及びこれに関連して得られた成果が第三者のいかなる権利も侵害していないことを保証するものとする。

2 前項の定めに関わらず、共同制作物が第三者の権利を侵害するとして何らかの請求、異議申立がなされ、もしくは紛争が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相手方に通知し、相互に連携して当該紛争の解決にあたるものとする。

（著作権、使用权）

第5条 甲及び乙は、共同制作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）ならびに使用权は、相互に協議し、これを確定する。

（期間）

第6条 本協定は、締結日より2024年3月31日まで効力を有するものとする。但し期間満了の2か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

（安全）

第7条 連携・協力活動中の事故防止については、各自が自己の責任において管理するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第8条 甲及び乙は、次の各号について表明し、保証する。

- (1) 自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう。)でないこと。
(2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。
(3) 反社会的勢力を利用しないこと。
(4) 役員及び従業員(以下本条において「従業員等」という。)が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと。
(5) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと並びに反社会的勢力と交際がないこと。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、相手方に催告することなく本契約を解除することができるものとする。この場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。
- (1) 甲又は乙の従業員等が反社会的勢力である場合又は反社会的勢力であった場合。
(2) 甲又は乙、甲又は乙の従業員等が反社会的勢力に対し、資金又は役務等の利益供与を行っている場合又は反社会的勢力と何らかの取引を行っている場合。
(3) 前各号に掲げるものの外、甲又は乙、甲又は乙の従業員等が反社会的勢力を利用するなど何らかの関係がある場合。
(4) 甲又は乙、甲又は乙の従業員等が自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為又は詐欺的行為により不当な要求を行った場合。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、本書に違反し、相手方または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するとともに、当該違反事実の回復に努めなければならない。

(協議)

第10条 本書に定めのない事項及び本書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

(専属的合意管轄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関し紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定書は2通作成し、双方各1通を保有するものとする。

2023年 7月 6日

甲

愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番6号

愛知大学キャリア支援センター長

吉川 剛



乙

愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー23階

全国健康保険協会愛知支部支部長

市田 豊

